

令和元年12月高島市議会定例会
一般質問の概要

答弁結果
教育委員会抜粋版

**令和元年12月 高島市議会定例会
一般質問通告事項一覧および答弁者一覧表**

日程	質問方法	番号	通 告 者		質 問 事 項	答 弁 者
			議席	氏 名		
5日 (木)	項目毎	1	10番	吹田 薫 議員	① 高島市の農産ブランドについて	農林水産部長
					② 定住住宅取得補助制度の廃止について	市民生活部長
	項目毎	2	7番	河越 安実治 議員	① 防災対策について	政策部長 都市整備部長
					② 高島市のスポーツ振興、観光振興について	教育総務部長
	項目毎	3	8番	廣部 真造 議員	① 白鬚神社周辺の今後について	商工観光部長
					② 人口減少時代における集落機能の方向性について	市民生活部長
					③ 部課署単位の業務マネジメントについて	総務部長
	全項目	4	14番	大槻 ゆり子 議員	① 地域の活性化・担い手づくり～関係人口について	市民生活部長 政策部長
					② 発達障がい児・またはその可能性のある子どもの支援の拡充について	健康福祉部長 教育指導部長
	全項目	5	12番	福井 節子 議員	① 饗庭野演習場での81mm迫撃砲など演習禁止の要請で、市民の暮らしに安心を	政策部長
					② 高齢者が生きがいを持って暮らせる高島市へ	健康福祉部長 都市整備部長
					③ 新環境センターは万全か	環境部長

**令和元年12月 高島市議会定例会
一般質問通告事項一覧および答弁者一覧表**

日程	質問方法	番号	通 告 者		質 問 事 項	答 弁 者
			議席	氏 名		
6日 (金)	全項目	6	16番	万木 豊 議員	① 中山間地域における農業振興について問う	農林水産部長
					② 地方版図柄入りナンバープレート	総務部長
	項目毎	7	4番	高木 広和 議員	① 新たなごみ処理施設の建設予定地における浸水リスクの管理について	環境部長
					② 保育人材を確保する施策について	子ども未来部長
	項目毎	8	18番	秋永 安次 議員	① 事故や犯罪から子どもたちを守る対策は	教育指導部長
					② 鳥獣被害対策について	農林水産部長
	全項目	10	13番	森脇 徹 議員	① 安曇川駅前の「特別養護老人ホーム」と「小規模保育事業」の進捗を問う	健康福祉部長 子ども未来部長
					② オスプレイ配備、日米合同演習はかつてない大演習。 この大演習常態化を認めない市要請を	政策部長
					③ 高島教育のバリアフリー化を提案する。 文字体のUDユニバーサルデザイン化で読みやすく判りやすい教室に	教育指導部長
	全項目	11	6番	磯部 亜希 議員	① 新しい世帯や、子どもを望む方への支援について	子ども未来部長 健康福祉部長 政策部長
					② 福祉の観点からの防災について	

**令和元年12月 高島市議会定例会
一般質問通告事項一覧および答弁者一覧表**

日程	質問方法	番号	通 告 者		質 問 事 項	答 弁 者
			議席	氏 名		
9日 (月)	項目毎	12	11番	梅村 勝久 議員	① 第2期高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略と求人難の現状を問う	政策部長 商工観光部長 子ども未来部長 健康福祉部長
					② これまでの産業政策の課題	農林水産部長 商工観光部長 政策部長 総務部長
	全項目	14	2番	早川 浩徳 議員	① 子育て世帯への切れ目ない支援について	子ども未来部長
					② 鳥獣被害におけるICT技術などの先進技術を活用した効果的な対策について	農林水産部長
		13	1番	是永 宙 議員	① 災害時に支援や配慮が必要な方たちへの備えについて	教育指導部長 政策部長 健康福祉部長

令和元年12月5日

河越議員

（質問番号2）高島市のスポーツ振興、観光振興について

- 1 聖火リレーに関する現在の状況
- 2 高島市を全国に更にアピールできる絶好のチャンスだと考えるが本市の考えは
- 3 記念碑等の設置
- 4 2024年に開催される予定の第79回国民体育大会・第24回全国障害者スポーツ大会の市内で開催される競技の国体準備室等の開設予定

教育総務部長答弁

（答）河越議員の質問番号2のご質問にお答えいたします。

まず1点目の「聖火リレーに関する現在の状況」についてでございますが、議員仰せのとおり、滋賀県の聖火リレーは、来年5月28日、29日の2日間の日程で、当市をスタート地として、県内19市町を走行する計画となっております。

ルートやランナー等の詳細につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会で今後決定されますので、それを受けて、滋賀県実行委員会とともに必要な準備を進めてまいります。

次に2点目の「高島市の全国へのアピール」についてでございますが、聖火リレーのスタート地が、全国的にも脚光をあびているマキノのメタセコイア並木周辺でありますことから、観光部局とも情報共有・連携のうえ、高島市を広くアピールできる機会となるよう検討しているところでございます。

次に3点目の「記念碑等の設置」についてでございますが、マキノピクランドやメタセコイア並木といった観光資源に新たな価値を生み出す一つの方策として、全国の過去の事例なども参考にしながら、観光部局と慎重に検討してまいります。

最後に4点目の「2024年開催の国民スポーツ大会・全国障害者ス

ポーツ大会に向けた準備室等の開設予定」についてでございますが、当市は、国民スポーツ大会のウエイトリフティング、銃剣道、成年女子ソフトボール、軟式高校野球および全国障害者スポーツ大会のソフトボールの5競技の会場となります。

現在、県担当課や競技団体等と開催に向けた協議を重ねている状況であり、今後の準備スケジュールを確認しながら、適切な時期に必要な体制がとれるよう、準備室等の設置について検討してまいります。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

高島市を全国にアピールできる絶好のチャンスと思っている中で、今の部長の答弁だと観光部局と情報共有、連携して検討していくとの答弁だったと思うが、どのような検討をしているか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。現在の検討の状況でございますが、聖火リレーの詳細なルートが公表されましたら、ホームページあるいはSNSを利用して、全国に向けて情報発信をするとともに、地元におきましては、看板あるいはのぼり旗などによるPRを検討しております。また、聖火リレー当日におきましては、県実行委員会と協力して出発地点を積極的に盛り上げる取り組みを考えているところでございます。なお、聖火リレー開催後は、オリンピックや国民スポーツ大会の競技を体験できるスポーツ教室等のイベントを検討している他、聖火リレーを記念した栗マラソンの実施、聖火リレーの出発地を起点としたウォーキングイベントが開催できないかと考えているところでございます。

(再質問)

今の部長の答弁では、コースが決定すればとのことだったと思うが、実際メタセコイア並木を出発地と決定したのはいつか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。決定いたしましたのは、今年の6月頃と記憶しております。

(再質問)

6月の新聞に載っていたと思うが、それから半年経っている。スタート地が決まらなくても、「オリンピックの聖火リレースタート地決定」など十分アピールできるチャンスがあったと思うが、なぜしなかったのか。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。詳細なルートが公表されておきませんので、まだPRする段階にないと解釈いたしましたので、今のところはしていないのが現状でございます。

(再質問)

市長もメタセコイア並木については、積極的にアピールしていただいている。決定した時点で、のぼり旗、また、過ぎたことですが栗マラソンの記念品であるTシャツに印字やプリントをして、「聖火リレースタート地決定」とアピールできたと思う。そのようなことも含め、今まさに紅葉の時期でお客さんが多いので、のぼり旗一つでもあればPRができると思う。教育委員会だけでなく観光サイドに対しても思うが、連携は全くできていないと思う。教育委員会と観光部局、両方にどのように今後、進めていきたいかお聞きする。

教育総務部長答弁

(答) お答えいたします。議員のご指摘のとおり、今のところ十分に連携ができていないということは素直に反省をさせていただきます。今後十分連携の上、必要な施策を講じていきたいと考えております。

商工観光部長答弁

(答) 再質問にお答えいたします。観光部門からは、確かに議員ご質問のとおり、こうした機会を一定のチャンスと捉えまして市内外にアピールしていくという視点やそうした発想を持っておくということは聖火リレーに限らず観光振興部門としても常に意識しながら仕事をしていくべきと思っております。その点では、情報共有ができていなかったことは、反省するところでございます。

オリンピックイヤーを迎える来年度については、国内外におきましてスポーツに対する意識が高まり、スポーツ振興の増加あるいはオリンピックムードによる消費活動の活発化、さらには観光客の増加等も予想されるところでありますので、例えば聖火リレーに関連したお土産品の開発、スポーツツーリズムの推進も考えられるところであります。その点に関しては、行政のみで考えるということではなく、やはり地元や関係する観光事業の皆様のご取組意欲の高まりの中で事業展開が図られ、そうした活動を支援し、あるいは官民共同で盛り上げていくことが必要であると考えております。

いずれにいたしましても聖火リレーのスタート地点をオリンピックレガシーとしてオリンピック終了後も継続的に活用できるように取り組んでいくということは、議員のご質問のとおり観光振興においても重要なポイントであると思っておりますので、今後担当部局や関連部局と連携し、観光協会や地元の皆様とも十分ご協議、ご相談させていただきながら取り組んでまいりたいと思っております。

(意見)

この6か月間は非常に勿体ない時期だったと思っているので、何とか挽回していただくようお願いする。併せて観光部局の中でピックランドと連携とおっしゃっていたが、フルタ製菓さんとも連携をとり、例えばチョコレートの限定で「オリンピック聖火リレーのスタート地に決定」

と入れていただくなど、アピールの仕方があると思うので是非お願いしたい。

記念碑の設置だが、過去の事例はおそらく1998年の長野オリンピック、1964年東京オリンピックのことなのか、参考と言われても私は勝手にそう思っているだけでそれが参考になるのかはわからないので、その辺はしっかり判断をしていただきたい。

とにかくこの事業が成功するように、除幕式ができるのであれば栗マラソンの際に聖火ランナーの方に来ていただき、参加していただくことや、記念植樹をするなど考えていただいて、今後、聖火リレーが行われたことを残していただくようにしっかりと考えて進めていただきたい。

【担当：教育総務部 市民スポーツ課】

【商工観光部 観光振興課】

令和元年12月5日

大槻議員

（質問番号2）発達障がい・またはその可能性のある子どもの支援拡充
について

- 1 早期発見に向け乳幼児期で気になるお子さんへの、市の取組みについて
- 2 4歳・5歳児の健診の取り組み状況や発達支援が必要と考えられる子どもに対する保護者への対応について
- 3 通常学級に在籍して特別な支援を必要とする児童生徒の増加の状況とその課題
- 4 教員の個別対応への指導やサポート、学習支援のための教材や学習方法
- 5 児童発達支援センターの設置に伴う教育と福祉支援の連携強化の取り組みと課題について

健康福祉部長答弁

（答）大槻議員の質問番号2の1点目と2点目および5点目のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の「早期発見に向け乳幼児期で気になるお子さんへの、市の取組みについて」でございますが、市では、乳幼児健診を実施し、お子さんの成長・発育の状態を把握しております。発達に課題のあるお子さんについては、保健師による訪問や来所相談で助言を行っております。また、保育園等の関係機関と連携を図り、必要に応じて親子教室への案内、心理判定員や作業療法士による発達相談を実施しており、さらに個別の発達に応じて療育の必要性があると判断した場合は、療育教室への利用につなげております。

次に、2点目の「4歳・5歳児の健診の取り組み状況や発達支援が必要と考えられる子どもに対する保護者への対応について」でございますが、乳幼児健診での3歳6か月児健診以降の取り組みとしましては、保健師による訪問・来所相談のほか、保育園などの集団生活の様子から必要に応じて、健康推進課内の発達支援チームに相談が入る体制を

執っております。

また、就学前の児童や小・中学生の保護者を対象とした就学説明会や、発達障がい理解を深めることを目的とした保護者学習会を開催するなど、保護者への相談支援や保護者グループの支援にも努めております。

今後も、発達支援チーム、カンガルー教室、ことばの教室、園や学校等の関係機関と連携をとりながら、お子さんと保護者に最適な支援が行えるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、5点目の「児童発達支援センターの設置に伴う教育と福祉支援の連携強化の取組みと課題について」でございますが、児童発達支援センターの設置につきましては、議員ご指摘のとおり、国の基本指針において令和2年度末までに各市町村に1か所以上設置することが基本とされました。これを受け、本市におきましても現在、センターの施設整備に取り組んでいるところであります。障がいの種別にかかわらず、その気づきの段階から障がいの診断を受けている子どもが広く対象となり、だれもが利用しやすいセンターの運営を目指しております。

また、発達に課題があるお子さんには、これまで、健康福祉部が所管する相談支援や親子教室、子ども未来部が所管する療育教室、教育委員会が所管することばの教室や巡回相談など、複数の部署がそれぞれに支援を行っております。

今後、児童発達支援センターが設置されますと、発達に課題を抱える子どもに対する支援が一つの部署に集約され、関係機関との連携が容易となり、速やかに情報共有することで、同じ方向に向かって支援し、さらに切れ目のない支援体制が構築されることとなります。

一方で、学齢期においては、通常の学級に在籍している児童・生徒の中にも、特別な支援が必要とされる児童生徒がおられ、そうした児童・生徒には、個々に応じた専門的な支援として、通級指導教室の利用や個別の教育支援計画による支援が行われております。しかしながら、一部の児童・生徒には、自身の持っている力を伸ばすことができ

る学びの場にも限りがあり、必要な支援が継続できず、不登校や問題行動といった二次的な課題に発展してしまうことも生じております。こうした児童生徒への対応についても、児童発達支援センターが担うことが求められるものと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

教育指導部長答弁

(答) 大槻議員の質問番号2の3点目と4点目のご質問にお答えいたします。

まず3点目の「通常学級に在籍して特別な支援を必要とする児童生徒の増加の状況とその課題」についてでございますが、市内小中学校では、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の割合は約10%であり、その割合は増加傾向にあります。

このような現状にどう対応していくかが課題となるわけでございますが、個別の特性に寄り添った適切な支援の充実を図るため、全教職員で情報を共有し、特別支援教育コーディネーターや学級担任、支援員等を中心に全校体制で対応しております。また、通級指導教室につきましても、平成28年度までは、市内で2教室でありましたが、現在は4教室に増級して、指導体制の充実を図っております。

次に4点目の「教員の個別対応への指導やサポート」についてでございますが、大学教授を講師に迎えて研修会を実施し、児童生徒の特性に応じた効果的な指導や支援が行えるよう、教員の指導力の向上に努めているところでございます。また、発達障がいに関する専門的知識や資格を有する巡回相談員を派遣し、検査や授業観察等をもとに指導内容や方法等について、具体的な助言やサポートを行っております。

次に「学習支援のための教材や学習方法」についてでございますが、小学校のひらがな習得の時期においては、まず、読み書きチェックを行い、児童一人ひとりの特性を把握したうえで、個に応じた特別な教材を使用しながら、ひらがなの確実な習得に向けた学習を進めております。

その後は、「できる」「わかる」を積み重ねて子どもたちの自信につながられるよう、児童生徒の実態に応じて、読むことに困難さがある場合には、スリットを使って行の読み飛ばしを防いだり、書くことに困難さがある場合には、書く分量やノートのマス目の大きさを調整したりするなどの工夫をしまして、学びにくさの軽減を図っております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

通常学級で、特別な支援が必要な児童生徒に対する個別のサポートは、担任一人できているか。学級の人数の多少により対応の違いはあるか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。指導にあたりましての話になりますが、学校では、先ほども述べさせていただきましたが、特別支援教育コーディネーターがおりまして、そのコーディネーターを中心に、全校体制で特別支援教育の取組を進めているところでございます。担任のみではなく、組織的に対応をしているところでございます。また、中には、通級指導教室についても述べさせていただきましたが、そちらの方で個別指導を受ける子どもさんがおりますし、同じ授業の中で、個別に支援を受けながら、補助的な支援員から支援を受ける子どもさんもおりますので、個人の教員の負担というよりも、全校体制で取組を進めさせていただいております。

教員の指導については、困難さが出てくる場合がございますので、専門家である巡回相談員が、その学校に出向いて、子どもたちの様子を観察しながら専門的な支援の仕方をアドバイスしており、複数の教員でもって、また、全校体制でもって、協力しながら支援しております。

(再質問)

いろいろな教具を使って授業もされているようだが、通常の学級での授業の中の支援は、そこにサポートしてくださる教員が入っていくイメージでよいのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。まず、授業中におきましては、支援員等を配置している学校もございます。その場合は、学級担任や教科担任が一斉の授業を行い、支援員がその子どもさんの横に寄り添いまして、指導内容についてわかりやすく、先ほどの教具等を使いながら説明してあげたり、言葉でわかりやすく個別に援助したりしながら理解しやすくする対応をさせてもらうケースが多くなっております。

(再質問)

児童発達支援センターの開設で、一人の子どもへの支援について、教育と福祉の連携が大切と考える。インクルーシブの視点から、周りの子への指導も必要と考えるが、どのように対応するか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。市内には様々な気になる子どもたちの様子がございます。もちろん背景は、多様かつ複雑な要因がございますので、理由を特定化するわけにはいきませんが、どの子にもいろんな背景がございますので、課題を早期に発見し、きめ細かな対応をとっていくことは非常に重要だと考えております。

もちろん集団の中で生活してまいりますので、それぞれの子どもたちが、互いに認め合いながら学校生活を送るということも非常に重要なことでありますので、周りの子どもたちへの働きかけもこれから丁寧にしていきたいと思っております。

来年開設の予定となっております「児童発達支援センター」によりまして、縦の連携がより一層強まると思っておりますので、議員仰せのとおり、

教育と福祉が連携をより強化いたしまして、それぞれの子どもたちにとりまして、個に応じた支援の充実が図れますように、努力してまいりたいと考えております。

【担当：健康福祉部 健康推進課】

【担当：教育指導部 学校教育課】

令和元年12月6日

秋永議員

（質問番号1）事故や犯罪から子どもたちを守る対策は

- 1 市内小中学生に対する交通ルールやマナーを身に付けるための指導や、危険を察知し回避する能力の育成
- 2 市内小中学生の歩行中や自転車乗車中の事故の現状
- 3 自転車保険加入の現状
- 4 不審者による被害の未然防止のための指導
- 5 SNSに起因した犯罪被害の未然防止に向けた指導

教育指導部長答弁

（答）秋永議員の質問番号1のご質問にお答えいたします。

まず1点目の「市内小中学生に対する交通ルールやマナーを身に付けるための指導や、危険を察知し回避する能力の育成」についてでございますが、市内小中学校では、高島警察署や交通安全協会等の方々を講師に迎え、交通ルールや安全な自転車の乗り方等について、より専門的な指導を行っていただいております。また、危険を察知し回避する能力を育成するため、危険箇所を映像化した教材を活用して学習したり、交差点や運動場で実地指導をしたりしています。

次に2点目の「市内小中学生の歩行中や自転車乗車中の事故の現状」についてでございますが、本年度の市内小中学校の交通事故発生件数は現在4件で、その内訳は、歩行中の事故が1件、自転車乗車中の事故が3件となっております。

次に3点目の「自転車保険加入の現状」についてでございますが、自転車保険には様々な保険加入の形態があるため、正確には把握できておりませんが、入学説明会やPTA総会等の機会におきまして、保護者に加入を呼びかけているところでございます。

次に4点目の「不審者による被害の未然防止のための指導」について

でございますが、警察 OB のスクールガードリーダーを講師に迎えて防犯教室を実施する他、学級指導や下校指導の際にも、不審者に対する注意喚起と自らの身を守る方法を指導しております。

次に5点目の「SNSに起因した犯罪被害の未然防止に向けた指導」についてでございますが、市内小中学校では、携帯電話会社や弁護士、大学教授等を講師に迎え、インターネットやSNSの危険性について学ぶ機会を設けております。

また、青少年育成市民会議ならびにPTA連絡協議会の主催によりまして、インターネットに潜む危険について親子で学習する研修会も実施していただいております。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

危険を察知し回避する実地指導は、具体的にどのような内容か。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。主な実地指導といたしましては、事前に、教職員による学校周辺での危険箇所の確認を行い、実地指導の際には「前や後ろ、左右から急に車が来るかもしれない。命を守るために、必ず確認してから通行する。」などの現地での丁寧な説明をしながら、見通しの悪い交差点や交通量の多い場所を中心に、班ごとに歩いたり、自転車で走行したりして、危険を察知して回避することの大切さを指導しております。

(再質問)

不審者対策として、子どもたちに自らの身を守る力をつけさせるために、防犯教室などでは、具体的にどのような内容を指導しているのか。

また、現状として、地域の皆さまはどのような協力をされているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。市内すべての小学校におきまして、警察OBのスクールガードリーダーを講師に迎えての防犯教室を行っております。防犯教室では、自らの命を守る合言葉として「いかのおすし」を指導しております。

「いか」とは、知らない人についていかない、「の」は、知らない人の車に乗らない、「お」は、大声をあげる、「す」は、すぐに逃げる、「し」は、知らせるということでございます。

この合言葉を徹底することによりまして、子どもたち自らが危険を予測し、回避する力の育成を図っているところであります。

また、子どもたちの登下校中の安全確保のため、「スクールガード」や「見守り隊」の皆さまに子どもたちとともに歩いていただいたり、地域の皆さまには、見守り活動にご協力をいただいたりしているところであります。

(再質問)

学校へのスマートフォンの持ち込み解禁に対しては様々な見解があるが、市の対応はどうか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。市内小中学校では、個人所有のスマートフォンを学校に持ち込むことにつきましては、原則禁止しております。

(再質問)

スマートフォンでのトラブルに対しては、学校はどのような対応をしているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。スマートフォンの使用が原因でトラブルに発展し、学校で指導または対応するケースがございます。事案の内容によりまして、対応は様々でございますが、保護者と連携させていただきまして対応にあたっているところでございます。

事案の内容によりましては、警察と連携しながら、解決にあたるというケースもございます。

(再質問)

家庭でスマートフォンを使用する中で、トラブルに発展した場合、学校への相談体制はどのようなになっているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。家庭で使っている中で、友人関係のトラブルが発生するという事で、学校内でも指導を要するケースがございます。合わせて、犯罪被害に巻き込まれるケース等につきましても、子どもたちの方から、また、保護者の方から連絡をいただくケースもございます。子どもたちの方には、困ったこと、悩むことがあれば、担任はもちろんなのですが、話がしやすい、相談しやすい教師に相談するように指導をしているところでございます。

【担当：教育指導部 学校教育課】

令和元年12月6日

森脇議員

（質問番号3）高島教育のバリアフリー化を提案する。

文字体のユニバーサルデザイン化で読みやすくわかりやすい教室に

- 1 教育現場でのバリアフリーの基本対応
- 2 学校教育における読み書きの改革・刷新
 - ① ディスレクシアの早期発見、早期対応、見通しのある支援
 - ② 限局性学習症への支援の充実を図る手立て
 - ③ タブレット型端末機器の使用
 - ④ ユニバーサルデザイン書体の使用
- 3 食のバリアフリー
 - ① 学校給食における喜び合える食育環境
 - ② 保幼小中の給食調理現場でのアレルギー対応

教育指導部長答弁

（答）森脇議員の質問番号3のご質問にお答えいたします。

まず1点目の「学校現場でのバリアフリーの基本対応」についてでございますが、すべての子どもたちが、安全で快適に学習できる環境を整備することは、大変重要なことでございます。

本市では、学校施設の計画的な改修等を行い、安全で快適な学習環境を整えているところでございます。また、学校では、特別支援教育に関する校内委員会を設置し、個に応じた適切な支援の充実を図るとともに、児童生徒が互いに個性を認め合い、思いやりの心をもって行動できる力を育む教育活動を推進しているところでございます。

次に2点目の「学校教育における読み書きの改革・刷新」についてのご質問にお答えいたします。

まず1項目めの「ディスレクシアの早期発見と早期対応、見通しのある支援」についてでございますが、市内小学校の1年生全員を対象に「読み書きチェック」を行って早期発見に努め、児童一人ひとりの読み書き

の状況や学びにくさを丁寧に把握し、個の特性に応じた効果的な指導を行っております。

また、個別の教育支援計画を作成し、児童生徒の状況に応じた学習方法を工夫して、長期的な見通しをもった支援を行っているところでございます。

次に2項目めの「限局性学習症への支援の充実を図る手立て」についてでございますが、全教職員で学習上の困難を抱える児童生徒の情報を共有したうえで、授業中における個別支援や通級指導教室における個別指導を実施するなど、組織的な対応を行っているところでございます。

次に、3項目めの「タブレット型端末機器の使用」についてでございますが、支援を必要とする児童生徒への指導におきましても、タブレット型端末機器の使用は、有効な手段の1つであると認識しており、今後、積極的に活用してまいりたいと考えております。

次に、4項目めの「ユニバーサルデザイン書体の使用」についてでございますが、現在、小中学校の教科書や資料集などでもユニバーサルデザイン書体を使用されているものもあります。今後もすべての児童生徒にとって、わかりやすい書体を使用するよう努めてまいりたいと考えております。

次に3点目の「食のバリアフリー」についてのご質問にお答えいたします。

まず1項目めの「学校給食における喜び合える食育環境」についてでございますが、年度当初に保護者や本人と話し合う場をもち、アレルギー対応について確認したことをもとに、全教職員で共通理解を図っております。また、学級や学年におきましては、児童生徒全員がアレルギーに対する正しい理解を深めるための指導を行い、安全を最優先しながら、楽しい給食の場となるよう努めているところでございます。

次に2項目めの「保幼小中の給食調理現場でのアレルギー対応」についてでございますが、こども園、保育園、幼稚園の給食につきましては、

個別のアレルギー除去食を提供しており、また、学校給食では、保護者と連携をとりながら副食の持参、代替食の提供などで対応しております。

食材チェックにおきましては、事前に成分表や配合表を確認したうえで食材を発注し、納品時にも発注表との照合を徹底して行い、事故防止に万全を期しているところでございます。

以上、私からの答弁といたします。

(再質問)

学年途中での読み書きが困難になってくる児童生徒への早期の気づきは、どうなっているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。小学校に入学をしまして、中学生に至る期間におきまして、その途中で読み書き等の困難さを確認した場合でございますが、個別の状況を丁寧に把握させていただきまして、個に応じた支援を行うことによりまして、学びにくさの軽減を今現在図っているところでございます。今後も、適切な支援の充実に努めてまいりたいと考えております。

(再質問)

特別支援コーディネーターは、どのような配置基準になっているのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。各学校で特別支援教育コーディネーターにつきましては、1名担当ということでございます。校内の特別支援教育に関わりましては、コーディネーターが中心的な役割を担いまして、調整を図っていくということでございます。

(再質問)

1人のコーディネーターへの過重な負担になっていないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。各学校におきます特別支援教育につきましては、担当の特別支援教育コーディネーターの方が、実質的な役割を担うわけではございますが、全校体制で取り組んで進めてまいりますので、連絡調整等を行います。全部の教職員で情報共有しながら、すべての教職員で指導に当たるということでございますので、特に1人に負担がかかるということではなく、中心的に計画して調整を図る、そんな存在でございます。

(再質問)

ことばの教室は市内で4校であり、中学校の通級指導教室が高島学園にできたと聞いているが、それ以外の中学校については通級支援はどうなっているか。

教育指導部長答弁

(確認) 確認をさせていただきます。ことばの教室と申しますのは、小学生中学生を対象にしたものではございません。小学校、中学校につきましては通級指導教室というふうな呼び方をしております。確認をよろしくお願いいたします。

(再質問)

小中学校は通級指導教室ということはわかった。中学校の支援がいるお子さんに対して、今どのような対応になっているか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。今年度、高島中学校に通級指導教室が設置と

なりました。他5校につきましては、現在通級指導教室はございません。今年度、一中学校に新しく通級指導教室ができたということでございます。

(再質問)

後の5校については、今後どのような対応になってくるのか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。市内で高島中学校にできましたので、市内の中学生につきましては、そこに通級をしながら個別指導を受けるというような形になっております。

(再質問)

ユニバーサルデザイン書体について、市の広報等でも使われているなど、馴染みのある書体になってきている。今後、教科書だけでなく、教師も使っていくと理解したらよいか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。どの児童生徒にとっても読みやすいものであるということは非常に重要であります。もちろん、文字の書体もそうですが、文字の大きさ、太さ、色使い、紙面のレイアウト等、より学びやすいものを総合的に子どもたちに使用していきたいと思っております。

(再質問)

市内小中学校の学校給食で、アレルギー対応を行っている児童生徒は何人か。また、牛乳アレルギーのある児童生徒は何人か。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。市内小中学校の学校給食におきましては、アレルギー対応の対象としております児童生徒は、100名弱でございます。また、アレルギー対応として、牛乳を提供していない児童生徒は約50名であり、給食費の減額をさせていただいております。

【担当：教育指導部 学校教育課】

【担当：教育指導部 学校給食課】

令和元年12月9日

是永議員

（質問番号1）災害時に支援や配慮が必要な方たちへの備えについて

- 1 トイレの洋式化や車いす対応の多機能トイレ、オストメイト対応トイレの設置状況
- 2 スロープの設置と滑りにくい床面への対応
- 3 点字ブロックの設置、音声や点字による案内設備の設置状況
- 4 プライバシー確保のための間仕切りや簡易テントの備蓄状況について
- 5 広域避難所において要配慮者をケアしながら避難を継続できる方策について
- 6 災害時の人員不足に備えた市内外の事業所間における協定締結など具体的な取り組みについて
- 7 乳幼児や妊産婦、集団生活が難しい障がい特性のある方への配慮や対応について
- 8 避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定について
- 9 河川流域の浸水想定区域内の要援護者に対して避難支援をするための話し合いができている自治会について
- 10 在宅避難者の課題についてどのような対応をしていくかについて
- 11 在宅サービスが休止した場合の生活支援体制について
- 12 協定を締結していない民間福祉施設の被災状況の情報集約の仕組みについて
- 13 福祉避難所以外で、要配慮者のための協定を施設や事業者、市民団体などと締結している例はあるかについて
- 14 要配慮者の専用スペースを確保できるかどうかの情報提示について

教育指導部長答弁

（答）是永議員の「災害時に支援や配慮が必要な方たちへの備えについて」のご質問のうち、1点目から3点目についてお答えいたします。

まず1点目の「トイレの洋式化や車いす対応の多機能トイレ、オストメイト対応トイレの設置状況」についてでございますが、洋式トイレに

つきましては、校舎棟ですべての学校に、体育館で9校に、多機能トイレにつきましては、校舎棟で16校に、体育館で7校に設置しております。なお、オストメイト対応トイレにつきましては、いずれの学校にも設置しておりません。

次に2点目の「スロープの設置と滑りにくい床面への対応」についてでございますが、段差の解消対策として、校舎棟の玄関で7校に、昇降口で16校に、体育館の玄関で10校にスロープを設置しております。なお、現在、玄関や昇降口の床面を滑りにくくするための特別な素材は使用しておりません。

最後に3点目の「点字ブロックの設置、音声や点字による案内設備の設置状況」についてでございますが、点字ブロックにつきましては、体育館の玄関で5校に、点字による案内表示につきましては、体育館で2校に設置しております。なお、音声による案内設備は、いずれの学校にも設置しておりません。

以上、私からの答弁といたします。

政策部長答弁

(答) 是永議員の質問番号1のご質問のうち政策部が担当いたします項目につきましてお答えいたします。

まず、4点目の「プライバシー確保のための間仕切りや簡易テントの備蓄状況について」であります。間仕切りや簡易テントの整備は、各地域50張を目途に300張の備蓄を目指して、平成27年度から令和2年度までに毎年計画的に配備をしており、現在229張を各防災センターに分散して備蓄しております。

なお、備蓄量だけで不足する場合には、予め災害応援協定を締結している事業者から必要な物資等を調達し、対応をして参りたいと考えております。

次に5点目の「広域避難所において要配慮者をケアしながら避難を継続できる方策について」であります。避難所における要配慮者への対応は重要な視点であり、避難所運営マニュアルでは、日常生活にケアが必要な方につきまして、避難所となる施設を区割りし、または可能な場合には別室等をお借りするなどして福祉スペースを設け対応することとしております。

次に7点目の「乳幼児や妊産婦、集団生活が難しい障がい特性のある方への配慮や対応について」であります。広報誌や出前講座等を通じて、命を守る避難の重要性の周知を徹底するとともに、避難所生活に不安をお持ちの方に対し、避難所の中に福祉スペースなどを設け配慮を行うことなどを、お伝えしていきたいと考えております。

次に8点目の「避難行動要支援者の個別避難支援計画の策定について」と、9点目の「河川流域の浸水想定区域内の要援護者に対して避難支援をするための話し合いができている自治会について」であります。本市におきましては、要援護者支援制度を設けて避難時に支援が必要な方を登録し、本人の同意に基づいて居住される区や自治会に情報を提供し、それぞれのご事情の中で支援者を選定していただき、共助によって避難対策を構築していただいております。

平成30年度末現在で、168自治会で1,618人が名簿登録をされておりますが、ご質問の個々具体の避難計画や話し合いの状況までは、市として把握はしておりません。引き続き、この制度を有効に機能させるため、防災リーダー研修会や出前講座を通して、共助による避難行動の重要性と迅速で安全な避難方法の構築を要請してまいりたいと考えております。

次に10点目の「在宅避難者の課題についてどのような対応をしてい

くかについて」であります。災害の規模等にもよりますが、自宅が被災されていない場合は、自宅にとどまられるケースは多くあると思われます。こうした方への支援については、広域避難所において所在や状況を把握する必要があります。避難物資等の支援を受けていただくには、広域避難所まで受領に来ていただくことが前提となりますが、防災無線等を通して配布のご案内を行い、受領の際には健康相談等を合わせて受けていただく、また様々な情報を共有していただくことで、一定のニーズに対応できるものと考えております。

次に12点目の「協定を締結していない民間福祉施設の被災状況の情報集約の仕組みについて」であります。協定を締結していない民間福祉施設の被災情報集約の仕組みにつきましては、現在、把握するための仕組みを定めておりませんが、各担当部局の平常時の連絡体制の中で災害時においても被災情報を収集しているところであります。

次に13点目の「福祉避難所以外で、要配慮者のための協定を施設や事業者、市民団体などと締結している例はあるかについて」であります。福祉避難所以外で、協定を締結している施設はございません。

最後に14点目の「要配慮者の専用スペースを確保できるかどうかの情報提示について」であります。要配慮者への対応は、避難所運営マニュアルを定め対応していくこととしており、避難者の中に生活の支援や特別な配慮が必要となる方がある場合は、避難所に派遣される職員等が状態等を聞き取りさせていただき、施設管理者や避難者の代表者等との調整を行い、福祉スペース等を確保するなど、必要な対応を行うこととしております。

議員ご指摘のように予め専用スペースを確保し情報提供することは、避難所に指定している各施設の収容人数や建物構造、さらに災害の規模等により避難者数も異なり、その時々状況に応じ臨機応変の対応が必

要となりますことから、現時点では考えておりませんが、要配慮者が避難を躊躇される事のないよう、命を守る避難の重要性の周知を徹底してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

健康福祉部長答弁

(答) 是永議員の質問番号1の6点目および11点目のご質問にお答えします。

まず6点目の「災害時の人員不足に備えた市内外の事業所間における協定締結などの具体的な取り組みについて」でございますが、万一の際には入所者等の安全確保と施設の安定的な運営が求められることから、一部の老人福祉施設では市内の施設間で相互支援協定を結ばれているところや市外の法人と支援協定を結ばれているところもあると承知しています。

次に11点目の「在宅サービスが休止した場合の生活支援体制について」でございますが、災害時での健康管理や生活支援体制としましては、広域避難所だけでなく被災エリアにおいて、被災されていないご家庭についての対応としましては保健師等が健康状態や生活環境でお困りがないか聴きとりをし、関係機関へのつなぎ役として活動することとなります。

以上、私からの答弁とします。

(再質問)

視覚障がいの方が自力で移動できる点字ブロックは必要であると思う。また、自転車や車等を置かないメッセージとして動線の確保にもなり、障がい者理解の福祉学習にも活用できる。そういった視点からも積極的な導入が必要ではないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。今後、学校教育施設としての観点から、必要に応じまして、整備してまいりたいと考えております。

(再質問)

床面の対策として、今ある床に特殊アクリルシリコン樹脂を塗って、滑りにくくするものもある。普段の児童生徒の安全対策にもなるので、そういった視点からも導入が必要ではないか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。現在のところ、体育館や校舎棟の玄関、昇降口等の床面を改修する予定はございませんが、ご提案いただいた内容につきましては、各学校によりまして、床面の素材や形状などが様々でございますので、今後、調査研究してまいりたいと考えております。

(再質問)

トイレの設置や段差の解消について、学校によって様々な現状であることは承知しているが、地域学校協働活動等、地域の方が日常的に学校に来られることから改修の必要性があると思うが、そういった視点はあるか。

教育指導部長答弁

(答) お答えいたします。先ほど学校教育施設としての観点からという言い方をいたしました。今、地域とともにある学校づくりを進めておりますので、様々なことにつきまして総合的に考えながら検討してまいりたいと思っております。

(再質問)

福祉スペース開設のための具体的なマニュアルが必要と考えるが、市としてどう考えているか？

危機管理監答弁

(答) お答えします。

避難所のマニュアルでございますが、現在作成しておりますものは、基本的に避難された方が自主運営をしていただくことをベースとしたマニュアルでございます。詳細な、施設ごとにどのようにしていくかということまでは記述しておりません。

ただ、例えば今年の9月に実施しました総合防災訓練の際にも避難所に避難をしていただく自治会の方にお集まりいただきまして、当該避難所の中で、避難所をどのように運営をしていくべきかを実際の訓練の中で体験していただいております。また、訓練に臨む前にも事前に施設を見ていただくという取組みも実施してございますので、今後におきまして色々な機会を取らまえながら地域ごとの避難所となる施設を事前に見ておいていただくということを取り組みとして考えられるのではないかと考えております。

(再質問)

避難訓練に際して、支援が必要となる当事者が実際に参加して検証を行うなどの取組みは行っているか？

危機管理監答弁

(答) お答えを致します。

要配慮者の避難ということですが、これも今年9月の総合防災訓練におきまして、1名の方が実際にご自宅から避難所までを車椅子で避難していただく訓練を行っていただきました。これにつきましては、要配慮者と支援をしていただく自治会の方2名がご参加をいただいたと確認しております。同時に市の職員もその動向を観察させていただきまして課題等を共有しているところでございます。

(再質問)

観察するだけでなく、当事者にどう感じたかや安全に避難するためにはどうすべきかといったことを聞き取る必要があると考えるがどうか？

危機管理監答弁

(答) お答えをいたします。

今回の訓練の成果としましては特に課題があったという報告は受けておりませんが、個々、それぞれの課題等があると思いますので、そういった事柄は、今後、職員も一緒になって研究して参りたいと考えております。

(意見)

当事者の方からしっかりと聞くということは重要であると思っておりますのでしっかりと対応をお願いしたい。

(再質問)

引きこもりで人と接することが苦手とされる方は、最初から避難をあきらめていると聞く。そうした方からも聞き取りを行うべきだと思うがどのように考えるか？

危機管理監答弁

(答) お答えをいたします。

避難をためられる方をどうしていくかということかと思いますが、防災担当部局といたしましては、まずは広域避難所に来ていただかなければ状況が把握できないのかなと考えております。どれだけの方がいらっしゃるか全数を把握しておりませんが、お一人おひとりの状況をお聞きして、お一人おひとりのケアをしていくということは厳しいと思えますし、自助、共助をいかに強化していくかというところに防災出前講座等様々な機会を通して啓発の必要性があるかと思いますが、施策として何かをやっていこうというアイデアがあるという訳ではありませんの

で、自助、共助の中で何とかご対応がいただけないものかと考えております。

また、広域避難所におきましても施設の状況や規模など様々なものに限りがございますので、その中でできる限りのことはさせていただくことになろうかと思いますが、そういった点をご理解いただいてご対応いただくほかはないのかと考えております。

(意見)

公助に求めるばかりでなく、自助や共助による対応を進めるうえでも、そうした障がい特性を持った人たちの困っていること理解するという視点が必要と考えます。福祉部局とも連携しながら当事者のヒアリングを進めていただきたい。

(再質問)

在宅避難における知恵、留意点などを示した啓発も平時の準備として必要と考えるがいかがか？

危機管理監答弁

(答) お答えをいたします。

災害時にいかに生き延びるかというところかと思いますが、在宅避難のマニュアルを作るということは、我々としてはなかなか難しいと思われませんが、災害を生き延びるためのいろいろな知恵などを様々な場面で紹介していくことは大切なことであると考えております。今年度の防災訓練の際にも「高島市災害支援ボランティアネットワークなまず」さんのご協力を頂きましてサバイバル講習を実施していただきました。そこにある物でトイレを作るとか、ブルーシートでテントを作るとか、そういった生き延びるための知識を講習していただいておりますので、今後におきましてもこうした取り組みを拡げていきたいと考えております。

(意見)

いろいろな人に見てもらえるように様々な媒体や出前講座などで啓発を進めていただきたい。

(再質問)

災害時における福祉サービスの継続性について人材支援協定などの推進については？

健康福祉部長答弁

(答) お答えをいたします。

市内の福祉サービス事業所の方では、それぞれ公益性の高い業務を担っていただいておりますことから、災害時に備えまして、「緊急事態に対応する業務継続計画」いわゆるBCPの作成に取り組まれておられます。そういった中で特に例といたしまして、生命や健康の維持に配慮が必要な訪問看護につきましては、滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会におきまして、今後、圏域を超えた援助の方向性についても検討されるというふうに聞き及んでいるところであります。

また、障がい者の施設も含めた、高島市サービス事業者協議会におきましては、災害時の対応等にも積極的に取り組まれております。そういったなかで市内事業者間の相互支援につきましても市外、県外の方とも連携ができるような推進につきましても対応してまいりたいと考えております。

【担当：教育指導部 学事施設課】

【担当：政策部 防災課】

【担当：健康福祉部 障がい福祉課】